



キャンペーン

平成30年 6/1(金) ~ 7/31(火)まで

JA南彩特別定期貯金

- ① JAカード保有者
- ② ネットバンク契約者
- ③ 公共料金決済契約者
- ④ 定期積金契約者
- ⑤ 組合員の方

適用金利が店頭表示金利の

上記いずれかの方

上記以外の方

適用金利が5倍

10倍



さらに

キャンペーン期間中、対象の定期貯金を**新規**でご契約いただいた方に

右に掲載されている景品のいずれかを

先着でプレゼント

※景品には限りがございます。品切れの際はご容赦ください。
※景品はお一人様1個までとさせていただきます。



商品概要

- (1) 当JAにお預入いただいた新たな資金に限らせていただきます。
- (2) 個人のみを対象とします。
- (3) お預入期間1年のスーパー定期貯金、自動継続契約とします。
- (4) 最低お預入金額を20万円とします。
- (5) 定期貯金通帳または総合口座通帳を原則とします。
- (6) 特別金利は当初の契約期間のみとし、期間終了後は自動継続時点の店頭表示金利にてお預かりします。
- (7) 中途解約の場合は、所定の解約利率が適用されます。
- (8) お申し込みはお近くのJA南彩各支店にて承っております。お手続きにはご印鑑の他に本人確認書類等が必要になる場合がございます。

※お取扱期間中であっても経済情勢の変動によりお取扱内容を変更または終了する場合がございます。

さらに、JA南彩ポイントカードをお持ちの方は平均残高に応じて**毎月**ポイントが付与されます。

詳しくはお近くのJAにお問い合わせください。

JA南彩
http://www.ja-nansai.or.jp



商品概要説明書 サマーキャンペーン JA 南彩特別定期貯金

1. 商品名	サマーキャンペーン JA 南彩特別定期貯金【スーパー定期貯金（単利型 個人）】
2. 募集期間	・平成30年6月1日（金）～平成30年7月31日（火）
3. 販売対象	・個人
4. 預入期間	・預入日から1年とし、自動継続のみの取扱いとなります。（元金継続または元利金継続の取扱いができません。）
5. 預入方法	（1）預入方法…一括預入 （2）預入金額…20万円以上 ※新たな資金に限ります。 （3）預入単位…1円単位 ※ATMでの取扱いはできません。
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻しできます。
7. 利息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の入手方法	・JAカード保有者、ネットバンク契約者、公共料金決済契約者、定期積金契約者、正・准組合員及び正・准組合員の家族の方、定期貯金契約時に於いて契約申込及び組合員加入手続きをされた方は（ご加入に関しては組合員加入のための出資が必要となります。）、お預かり金利を店頭表示金利の10倍とします。上記以外の方は、お預かり金利を店頭表示金利の5倍とします。特別金利は、当初契約時のみとし、お預入期間終了後は自動継続時点の店頭表示金利にてお預かりします。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は復興特別所得税の適用により20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税が適用されます。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口までお問い合わせください。
8. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ・6か月未満 解約日における普通貯金利率 ・6か月以上1年未満 約定利率×50%
9. 付加できる特約事項	・総合口座の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができません。
10. 貯金保険制度（公的制度）	・当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または金融部（電話：0480-87-1133）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、埼玉県農業協同組合中央会が設置・運営する埼玉県JAバンク相談所（電話：048-823-7231）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または埼玉県JAバンク相談所にお申し出ください。 埼玉県弁護士会示談あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。詳しくは埼玉県JAバンク相談所にお申し出ください。）
12. その他	・お申し込みはお近くのJA南彩各支店にて承っております。 ・詳しい内容につきましては、JA南彩各支店までお気軽にお問い合わせください。

●岩槻城南支店 ☎048-798-3345 幸松支店 ☎048-752-2234 ●白岡大山支店 ☎0480-92-2315 三箇支店 ☎0480-85-0049
 新和支店 ☎048-798-0004 豊野支店 ☎048-736-0825 日勝支店 ☎0480-92-2301 菖蒲南支店 ☎0480-85-1022
 川通支店 ☎048-799-1063 ●蓮田支店 ☎048-768-2190 ●久喜江面支店 ☎0480-21-1101 寺田支店 ☎0480-85-3535
 慈恩寺支店 ☎048-794-1146 黒浜支店 ☎048-768-0051 太田支店 ☎0480-21-0354
 河合支店 ☎048-757-4033 平野支店 ☎048-766-2061 清久支店 ☎0480-21-0374
 ●春日部支店 ☎048-736-5501 ●宮代支店 ☎0480-32-0102 ●菖蒲支店 ☎0480-85-0040